

別表 1（第 14 条第 1 項）

補助の種類		補助対象経費
事業費		広場ごとに直接必要となる、広場の運営に係る経費（家賃等の賃借料、人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、通信費、印刷製本費、工事及び修繕費、保険料、事業費）
開設準備補助費	初度調弁費	広場の新規設立に係る経費（消耗品費、備品購入費、その他必要と認められるもの）
	借上・整備補助費	広場の新規設立に係る経費のうち、事業実施施設の借上げ及び工事修繕等に係る経費（開設前月分賃料、手数料、工事及び修繕費、その他必要と認められるもの）
耐震化移転補助費	移転事務費	事業実施施設の移転に係る経費（消耗品費、備品購入費、運搬費その他必要と認められるもの）
	借上・整備補助費	事業実施施設の移転に係る経費のうち、移転先施設の借上げ及び工事修繕、並びに現実施設施設の原状回復等に係る経費（移転先施設の開設前月分賃料、手数料、工事及び修繕費その他必要と認められるもの）

別表 2（第 14 条第 2 項第 1 号）

(1) 基本助成

		1 日あたりの実施時間			
		5 時間	5.5 時間	6 時間	6.5 時間以上
週あたりの実施日数	3 日	4, 121, 000	4, 345, 000	4, 570, 000	4, 794, 000
	4 日	5, 081, 000	5, 381, 000	5, 680, 000	5, 979, 000
	5 日	6, 042, 000	6, 416, 000	6, 790, 000	7, 164, 000
	6 日以上	7, 002, 000	7, 451, 000	7, 900, 000	8, 349, 000

(2) 一時預かり加算（第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる事業内容の実施に対する補助額）

広場の開設時間に一時預かりを実施する広場のうち市長が補助を認めた施設に限り、下の表のとおり補助額を加算する。

		1 日あたりの一時預かり実施時間 ※			
		5 時間	5.5 時間	6 時間	6.5 時間以上
日時週 数預あ ※かりた の実の 施一	3 日	1, 468, 000	1, 530, 000	1, 592, 000	1, 654, 000
	4 日	1, 794, 000	1, 877, 000	1, 959, 000	2, 042, 000
	5 日以上	2, 120, 000	2, 223, 000	2, 327, 000	2, 430, 000

※ 一時預かり実施日及び実施時間は、広場開設日及び開設時間に準じる。

(3) 家賃加算

広場ごとの（管理費及び共益費を含む）月間賃借料に応じて、家賃（月額）と 120,000 円を比べて低い方の額の 12 か月分（上限 1,440,000 円）を加算する。